◎国民健康保険の人間ドック・脳ドック受診助成制度

自分の体を定期的にチェック 人間ドック・脳ドック

市では国民健康保険に加入している皆さんを対象に、精密健康診断（人間ドックまたは脳ドック）の検査費用を助成しています。定期的な受診で病気の早期発見を心掛けましょう。

■助成対象者と助成金額

35歳から74歳までの国保加入者が助成対象

助成対象者は次の条件を満たす人です。

▽国民健康保険税の滞納が無い世帯に属する人

▽35歳から74歳までの国民健康保険加入者

▽検査結果を市へ提出できる人

助成金額は表1のとおりです。年度内で1回受けることができます。人間ドックと併用する脳ドックの場合は、人間ドックと脳ドック両方の助成が受けられます。

ただし、それぞれの検査費用から助成金額を差し引いた残りが2000円未満の場合は、検査費用から1000円を差し引いた額（1000円未満の端数切り捨て）を助成します。

●**助成金額（表1）**

区分	内容	助成金額
人間ドック	日帰り	25,000円
	1泊2日	30,000円
脳ドック	人間ドックと併用	10,000円
	特定健康診査を兼ねる	20,000円
	簡易ドック	15,000円

簡易脳ドック以外は、市が実施する特定健康診査と重複して助成は受けられません。

■申請の方法

2つの助成方法があります

1 助成申請

人間ドックまたは脳ドックを実施しているすべての医療機関が助成対象になります。受診するおおむね1カ月前から前日までに各総合支所市民福祉課で助成申請してください。

●**持ち物**

▽人間ドックまたは脳ドック案内通知（受診医療機関発行）▽国民健康保険証▽認め印

2 助成方法

助成方法は、市と医療機関との契約の有無によって異なります。

①契約医療機関で受診した場合（図1）―契約方式

市と契約する医療機関（表2）で受診する場合は、申請時に交付を受けた「助成券」を受診時に提出します。検査費用と助成金額との差額を医療機関の窓口で支払います。検査結果は、医療機関から直接、市へ送付されます。

②契約医療機関以外で受診した場合（図2）―償還払い方式

市と契約していない医療機関で受診する場合は、検査費用を医療機関の窓口で全額支払います、後日、各総合支所市民福祉課で助成金請求を行います。

●**持ち物**

▽医療機関が発行する領収書▽検査結果▽認め印▽振り込みを希望する口座の預金通帳

請求後、おおむね1カ月から2カ月後に助成金を指定口座に振り込みます。

問 市民課国保年金担当（TEL 82・3131(代) FAX 82・6622）

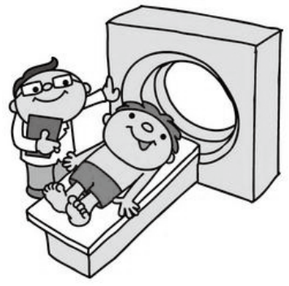

◎国民健康保険の受診助成制度

人間ドック・脳ドック受診

●契約医療機関（表2）

医療機関名		受診区分				
		人間ドック		脳ドック		
		日帰り	一泊	人間ドックと併用	特定健診を兼ねる	簡易
市内	安曇野赤十字病院	○	―	○	○	―
市内	穂高病院	○	○	―	―	―
市内	高橋医院	○	○	―	―	―
市内	須澤クリニック	○	○	―	―	―
市外	相澤健康センター	○	○	○	○	―
市外	丸の内病院	○	○	○	―	―
市外	松本協立病院	○	○	○	―	―
市外	松本市医師会医療センター診療所	○	―	―	―	―
市外	安曇総合病院	○	○	○	○	―
市外	松本市立病院	○	○	○	○	―
市外	長野県健康づくり事業団長野健康センター	○	―	―	―	―
市外	藤森病院	○	○	―	―	―
市外	一之瀬脳神経外科病院	―	―	○	○	△
市外	城西病院	○	○	○	○	―

※○＝受診可能　―＝検診実施なし　△＝償還払い方式で受診
※他の医療機関で受診する場合は償還払い方式になります。

契約医療機関で受診した場合（図1）

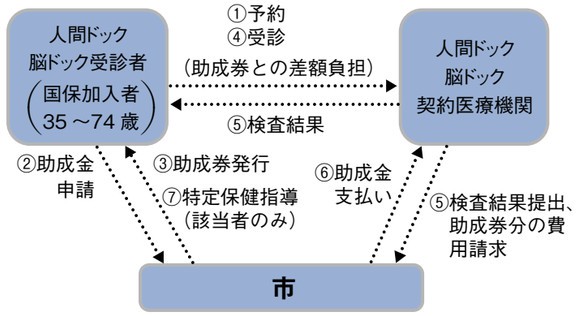
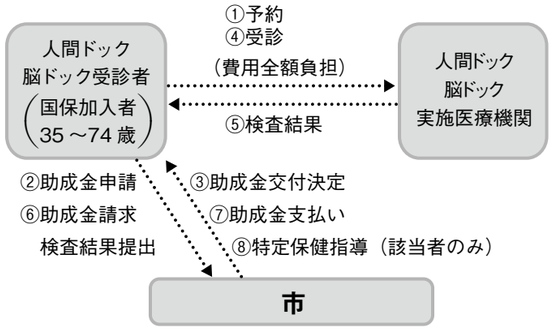
契約医療機関以外で受診した場合（図2）